

子育て世帯 & 若者世帯

の住宅取得をサポートします！



石川町子育て世帯・若者世帯住宅取得支援事業

子育て世帯の居住安定の確保と若者世帯の定住促進を図り、人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、子育て世帯・若者世帯の住宅取得を支援する補助金交付制度を実施します。

■補助対象者

次の(1)又は(2)のいずれかの世帯で、(3)のすべてに該当する世帯を補助対象者とします。

(1)子育て世帯

取得した住宅の工事請負又は売買契約日現在において、義務教育を修了するまでの子どもを養育している子育て世帯であること。

(2)若者世帯

取得した住宅の工事請負又は売買契約日現在において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯であること。

(3)共通事項

- ①自らが居住するために取得した住宅の所有権を有し、当該住宅に住民登録をした者で生活の基盤を石川町に置くこと。
- ②補助金交付を受けた後、当該住宅に10年以上継続して定住すること。
- ③世帯全員に町税等の滞納がないこと。
- ④世帯全員が石川町暴力団排除条例第2条第2号に規定する者でないこと。

■補助対象住宅

補助金の交付対象となる住宅は、次の住宅を新築又は購入し、所有権保存登記等を完了したものとします。

- ①新築住宅の工事請負契約を締結し、当該不動産の所有権保存登記を完了した住宅
- ②建売住宅及び中古住宅の売買契約を締結し、当該不動産の所有権移転登記を完了した住宅
(注)行政による他の補助金や公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅は除く。

■補助金の額

次の基本補助金と加算補助金の合算額となります。

| 補助区分 | 区 分 | 補 助 金 額 | 備 考 |
|-------|------------------|-------------|---------------|
| 基本補助金 | ①新築住宅・建売住宅 | 70万円 | |
| | ②中古住宅 | 35万円 | |
| 加算補助金 | ③購入土地加算金 | 20万円 | 中古住宅を除く |
| | ④町有地分譲地購入加算 ※1 | (1㎡あたり) 1万円 | 中古住宅を除く |
| | ⑤町内建設業者施工加算金 | 30万円 | 中古住宅を除く |
| | ⑥子ども同居加算金 | 1人 5万円 | 上限20万円 |
| | ⑦転入世帯加算金 | 30万円 | |
| | ⑧固定資産税(土地)加算金 ※2 | 5年分相当額 | |
| | ⑨空き家バンク加算金 | 20万円 | 石川町空き家バンク掲載物件 |
| | ⑩ZEH住宅加算金 | 20万円 | |

※1 令和4年8月1日以降に町分譲地(谷津・古館住宅団地)を町から直接購入したものが対象。

※2 平成31年4月1日以降に契約を締結したものが対象

※注意事項

ア 購入土地加算金は、当該住宅を取得するために土地を自ら購入したものが対象になります。

イ 町有地分譲地購入加算を適用する場合は、分譲地加入加算金の対象外となります。

ウ 町内建設業者による建築加算金は、町内に事業所を有する住宅建設関連事業者で、建設業法に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人事業者が施工する新築住宅のみが対象になります。

■申請から交付までの手続きについて

取得した住宅に世帯員全員が住民登録し、その住宅の所有権保存登記又は移転登記を完了してから60日以内に補助金交付申請をしてください。

| 申請者 | 石川町 |
|-----------------------------------|---------------------|
| ① 新築住宅の工事請負契約又は建売・中古住宅 売買契約を締結 | |
| ② 対象住宅を自己所有名義に登記 | |
| ③ 補助金交付申請書を提出 (所有権登記後60日以内) | ④ 受付・審査 |
| ⑥ 補助金の請求 | ⑤ 補助金交付決定又は補助金不交付決定 |
| | ⑦ 補助金の交付 |

【交付申請に必要な添付書類】

○住宅を新築した場合

- ・工事請負契約書の写し
- ・建物の所有権保存登記の写し
- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ・町税に滞納がないことの証明書（世帯全員分）
- ・戸籍全部事項証明書
- ・戸籍の附票（転入世帯の場合）
- ・世帯全員の住民票
- ・土地の売買契約書及び所有権移転登記の写し（分譲地購入の場合）
- ・町内建設業者の施工を証明できる書類の写し（町内建設業者建築加算金該当の場合のみ）

○建売住宅又は中古住宅を購入した場合

- ・売買契約書の写し
- ・所有権移転登記の写し
- ・建売住宅の場合は建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ・町税に滞納がないことの証明書（世帯全員分）
- ・戸籍全部事項証明書
- ・戸籍の附票（転入世帯の場合）
- ・世帯全員の住民票

■申請及び問い合わせ先

石川町役場 都市建設課 都市整備係 電話 0247-26-9131